

## 建築士有資格者の不足解消に向けた建築士試験制度の改正等を求める意見書

建築士は、国民の生命・財産を守る建築物の安全性を確保し、豊かな住環境を創造する専門家として、極めて重要な役割を担っている。しかし、現行の建築士試験制度は、多忙な実務との両立が困難な仕組みや、実務の実態と乖離した試験形式など、受験者にとって過度な負担となっており、これが資格取得の断念や受験者数の減少を招く一因となっている。

よって、国においては、建築士としての専門的な能力水準を維持しつつ、意欲ある人材がより挑戦しやすく、かつ実務に即した能力評価が行われるよう、次のとおり、建築士試験制度の抜本的な改正等を行うことを強く要望する。

- 1 設計製図試験における受験回数制限の撤廃  
学科試験合格者は一定の知識を有していることから、不合格による学科試験からの再受験という負担を解消するため、有効期限や回数制限のない設計製図試験制度へ改めること。
- 2 学科試験への科目別合格制度の導入  
多忙な実務者が段階的に知識を習得できるよう、基準点に達した科目の免除制度を導入すること。あわせて合格後の定期講習義務付け等により資質の維持を図ること。
- 3 一級学科合格者への二級製図試験受験資格の付与  
高度な知識を持つ一級学科合格者が、二級建築士として早期に活躍できるよう、二級学科試験を免除し、直接製図試験を受験できる経路を確立すること。
- 4 二級建築士の受験資格及び実務経験要件の緩和  
若年技術者の早期育成のため、実務経験のみでの受験年数を現行の7年から5年へ短縮するとともに、建築系以外の高校卒業者の受験・登録要件を見直すこと。
- 5 建築士及び建築設備士試験の最終合格率の引き上げ  
将来の技術者不足を回避するため、定期講習やCPD制度による資質担保を前提とし、一級・二級建築士及び建築設備士の最終合格率を適切に引き上げること。
- 6 一級建築士学科試験における出題範囲の適正化  
実務上の必要性が低い歴史的建築物や特殊用途の細部に関する出題を制限し、一般的実務に基づいた妥当性の高い範囲とすること。
- 7 設計製図試験における作図手法の現代化  
実務の主流であるCADによる受験の導入、あるいはフリーハンド作図の許容と採点基準の明確化を行い、鉛筆書きの技能習得に要する過度な負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月19日

秋田県議会議長 工藤嘉範

衆議院議長 森英介様  
参議院議長 関口昌一様  
内閣総理大臣 高市早苗様  
国土交通大臣 金子恭之様